

令和4年5月18日

建設工事における入札制度の見直しについて（お知らせ）

高梁市総務部監理課

1. 最低制限価格の変更について

令和4年6月1日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事から、最低制限価格の算定式は、令和4年3月改正の「中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」の係数を採用します。

2. 低入札価格調査制度の変更について

令和4年6月1日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事から、次のとおり調査基準価格及び失格基準価格の算定方法を変更します。

・調査基準価格

現 行		変 更 後	
(1) 直接工事費	× 97%	(1) 直接工事費	× 97%
(2) 共通仮設費	× 90%	(2) 共通仮設費	× 90%
(3) 現場管理費	× 90%	(3) 現場管理費	× 90%
(4) 一般管理費等	× 55%	(4) 一般管理費等	× 68%

・失格基準価格

現 行		変 更 後	
(1) 直接工事費	× 87%	(1) 直接工事費	× 92%
(2) 共通仮設費	× 80%	(2) 共通仮設費	× 85%
(3) 現場管理費	× 80%	(3) 現場管理費	× 85%
(4) 一般管理費等	× 45%	(4) 一般管理費等	× 63%

※ただし上記で算定した価格を工事価格(税抜)で除した基準率は、0.75以上0.92を超えない範囲とします。

※電子入札では、失格基準価格の基準率と変動率の差を工事価格(税抜)に乗じて得た額の千円未満を切り捨てた額に消費税額を加えたものを失格基準価格とします。